

## 令和2年度 軽自動車税（種別割）減免申請について

～軽自動車または普通自動車のどちらか1台が減免できます～

**申請受付期間 5月1日（金）～6月1日（月）（土・日、祝日を除く）**

### ■障がい者の方に対する軽自動車等の減免

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のために使用される軽自動車等で、一定の要件に該当するもの

※障がいの程度によっては対象とならない場合があります。

②上記手帳をお持ちの方と「生計を同一にする方」が所有している車両で、手帳をお持ちの方の為に使用しているもの（例：通院・通学・通勤・生業）

※自動車検査証に「**自家用**」と記載されている軽自動車に限ります。

### ■構造上専ら障がい者等の利用のための軽自動車に対する減免

構造上専ら障がい者の利用に供するためのもの（自動車検査証の車体の形状欄に「**車いす移動車**」と記載があるもの）

■減免申請は毎年手続きが必要です。

■**受付期間後の申請は受付できません**のでご注意ください。

### 〈減免申請に必要な書類〉

- ・障害者手帳または療育手帳等
- ・運転者の運転免許証
- ・自動車検査証または標識交付証明書
- ・申請者の印鑑（認印可）
- ・軽自動車税の納税通知書

生計を同一にする方の車の場合

**生計同一証明書**の提出が必要となります。（福祉課にて発行）

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に関しては中部保健所発行となります。

申請・お問い合わせ

●軽自動車税（種別割）

税務課 ☎966-1206

●自動車税（種別割）

自動車税事務所 ☎879-1627

## 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税における猶予制度

新型コロナウイルス感染症に納税者（家族を含む）が、り患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は猶予制度がありますので、税務課にご相談ください。（徴収の猶予：地方税法第15条）

### ■ケース1 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

### ■ケース2 ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

### ■ケース3 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業した場合

### ■ケース4 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

### 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、税務課にご相談ください。（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）

お問い合わせ

税務課 ☎966-1206

**6月は 固定資産税・村県民税第1期、軽自動車税の納期** となっています。

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	6月1日	7月31日	12月25日	令和3年3月1日
村県民税	6月30日	8月31日	11月2日	令和3年2月1日
軽自動車税	6月1日			

納税は口座振替が便利です。/

手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ：

税務課 ☎966-1206